

令和6年度

五城目町職員（高校卒業程度一般行政）採用試験
受 験 案 内

受付期間 令和6年8月7日（水） ～ 8月28日（水）

試 験 日 （第1次試験） 9月22日（日）

試 験 場 秋田県市町村会館

問い合わせ

申込書請求

受験申込み

五城目町役場 総務課 職員採用担当

電話：018-852-5332

〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1番地1

五城目町職員採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
高校卒一般行政	若干名	一般的な行政事務に従事します。

2. 受験資格

(1) の資格を有し、(2) の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 受験資格

高校卒業程度	平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。
--------	-------------------------------

※ 社会福祉士、保健師、管理栄養士、主任介護支援専門員の資格がある者を優遇。

(2) 欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 五城目町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

<教養試験>	
問題形式	出題分野
5枝択一式 40題・2時間	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
<検査（性格特性検査）>	
択一式 150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口述試験	個別面接により主として人物についての試験
作 文	主として文章表現力等についての試験
身体検査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかについての検査

(3) 資格調査

資 格 調 査	
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。 なお、受験者の個人情報、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかわる事務に利用することを目的として収集するものであり、五城目町個人情報保護条例に基づき適正に管理するとともに、目的以外のために使用することはありません。	

4. 試験日及び場所

区 分	第 1 次試験	第 2 次試験
日 時	令和 6 年 9 月 2 2 日 (日)	第 1 次試験合格者に通知します。
受付開始	午前 9 時	
試験説明	午前 9 時 4 5 分～午前 1 0 時	
教養試験	午前 1 0 時～正午	
検 査	午後 0 時 1 0 分～午後 0 時 3 0 分	
場 所	(住 所) 秋田市山王四丁目 2 - 3 (会場名) 秋田県市町村会館	

※試験説明開始時刻に遅れた場合は受験できません。

また、試験中の携帯電話の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

5. 合格者発表

第 1 次試験合格者発表	令和 6 年 1 0 月上旬	五城目町役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表	令和 6 年 1 0 月下旬	

6. 合格から採用までの経路

- (1) 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- (2) この名簿からの採用は、令和 7 年 4 月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として現行では 1 6 6, 6 0 0 円ですが、学校卒業後の経験年数のある者にはそれに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は役場総務課職員採用担当に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求 (A)」と朱書きし、宛先を明記して 1 4 0 円切手を貼った返信用封筒 (角形 2 号) を必ず同封して簡易書留等で郵送してください (※普通郵便での送付による事故には対応できません)。

(2) 申込手続

- ① 持参の場合 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1葉を貼って、役場総務課職員採用担当宛に提出してください。
※優遇資格（社会福祉士、保健師、管理栄養士、主任介護支援専門員）を保有する場合は資格証の写しも提出してください。
- ② 郵送の場合 ①と同じものと宛先を明記した84円切手を貼った返信用封筒（長形3号）を必ず同封して、封筒の表に「職員採用試験申込（A）」と朱書きして簡易書留で郵送してください（※普通郵便での送付による事故には対応できません）。**受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。**

(3) 受付期間

令和6年8月7日（水）～8月28日（水）

申込は土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までです。

郵送の場合は8月28日（水）までに届いたものに限り受付します。

(4) 提出書類等

- ① 申込書及び自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること。）
- ② 優遇資格（社会福祉士、保健師、管理栄養士、主任介護支援専門員）を保有する場合は資格証の写し
- ③ 受験料 不要

9. 試験結果の開示

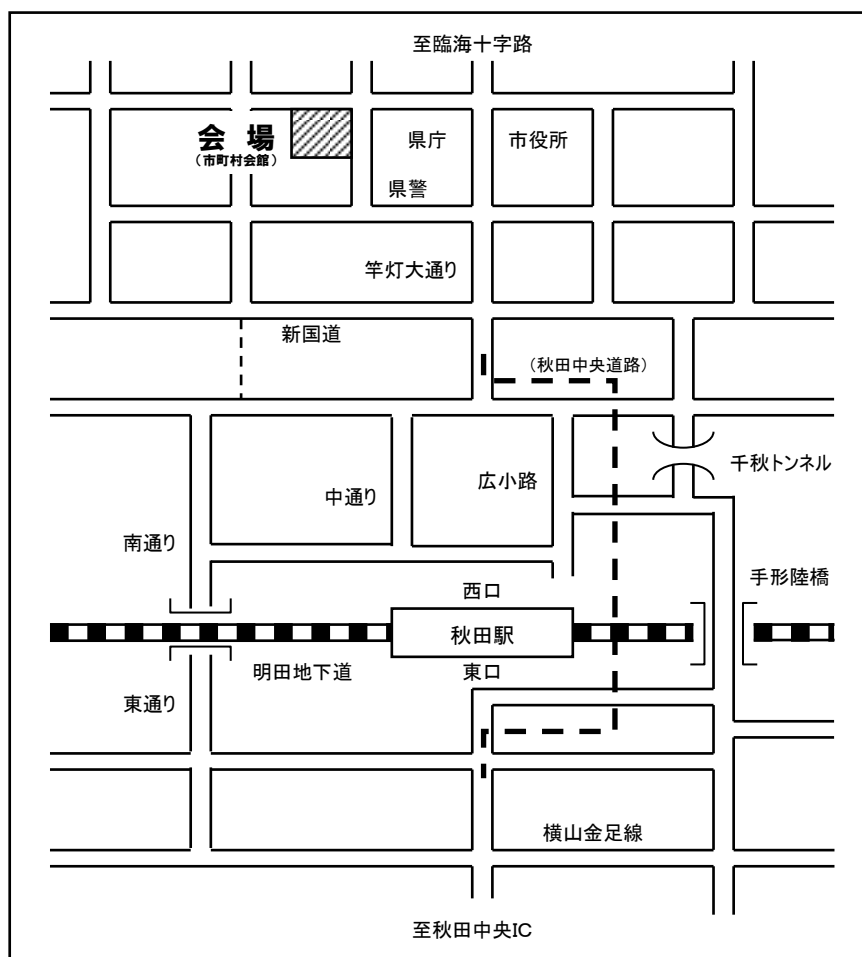
- (1) 五城市町情報公開条例（平成27年五城市町条例第24号）第6条第1項の規定により、本人が口頭で開示を請求することができます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時までの間に総務課職員採用担当へ直接おいでください。
- (4) 第1次試験の開示は、不合格者に対してのみ行い、第1次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、第1次試験合格発表の日から1か月間とします。
- (5) 第2次試験の開示は、第2次試験受験者に対して行い、総合得点、試験種目別得点及び総合順位の開示とし、最終合格発表の日から1か月間とします。

10. その他

- (1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験の第1次試験は「秋田県市町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し実施します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策等により、試験実施方法が変更となる場合があります。

秋田県市町村等職員採用統一試験会場

秋田県市町村会館（秋田市山王4丁目2－3）



※駐車場及び駐輪場はありませんので公共交通機関等でご来場ください。

■公共交通

秋田駅(西口)バスターミナル

中央交通線、臨海営業所線、県立プール線、寺内経由土崎線、サンパーク線 ・ 所要時間約15分

…「県庁市役所前」下車 ・ 徒歩3分

新屋西線 ・ 所要時間約15分 …「市町村会館前」下車 ・ 徒歩1分